

1 2 愛知県私立高等学校専攻科授業料軽減補助金交付要綱

(通 則)

第1条 愛知県私立高等学校専攻科授業料軽減補助金（以下「補助金」という。）は、私立高等学校専攻科（以下「専攻科」という。）に在籍する低所得世帯の生徒の保護者等（学校教育法（昭和22年法律第26号）第十六条に規定する保護者その他の生徒の就学に要する経費を負担すべきものとして別に定める者をいう。以下同じ。）の負担軽減を図るため、愛知県内に専攻科を設置する者（以下「設置者」という。）の行う授業料軽減事業の実施に要する経費に対し、予算の範囲内において、設置者に交付するものとし、その交付に関しては、文部科学省が定める高等学校等修学支援事業費補助金（専攻科の生徒への修学支援）交付要綱及び愛知県補助金等交付規則（昭和55年愛知県規則第8号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助の対象となる事業)

第2条 前条に規定する事業は、設置者が県内に設置する専攻科に在籍する生徒の保護者等のうち、経済的に困難な者に対してその生徒の授業料の一部を軽減する事業とする。

(対象生徒の要件)

第3条 授業料軽減事業の対象となる生徒（以下「対象生徒」という。）は、次の要件に該当するものとする。

- (1) 日本国内に住所を有する者
- (2) 専攻科を修了していない者
- (3) 専攻科に在学した期間が通算して24月を超えない者
- (4) 次のいずれかに該当する者
 - ア 保護者等の所得が別表第1に掲げる所得基準のいずれかに該当する者
 - イ 保護者等が長期療養、り災、転退職その他特別な事情による家計急変により、授業料の負担が困難となった者で、家計急変の発生後の推計所得が別表第1に掲げる所得基準のいずれかに該当する者
- (5) 専攻科のうち、大学への編入学基準を満たす課程又は国家資格者養成課程を有する専攻科に通う者

2 前項に規定する者が次の各号のいずれかに該当するときは、原則として、各号に定める時点から補助の対象としない。

- (1) 退学・停学（三か月以上のものに限る。）の処分を受けた者 処分を受けた日の属する月の翌月
- (2) 一の年度における修得単位数が学校の定める当該年度の標準修得単位数の5割以下の者 翌年度の4月
- (3) 一の年度における出席率が5割以下の者 翌年度の4月

(補助金の額)

第4条 補助金の額は定額とし、対象生徒1人1か月当たりの補助額は、別表第2に掲げる区分ごとの軽減額以内で設置者が授業料を軽減する額とする。

(補助金の支給期間)

第5条 補助金の算定対象となる支給期間は、最大で24月とし、対象となる生徒がその初日において在学していた月を一月として算定するものとする。

2 前項の規定による支給期間は、対象生徒が休学をする場合、補助金の支給停止を申し出れば、当該申出の日の属する月の翌月分（月の初日の場合は当月分）から、復学をして支給再開を申し出た日の属する月まで補助金の支給を停止することができ、当該休学期間は、前項の支給期間に算入しない。

3 第1項の規定による支給期間は、第3条第1項第4号に該当しないことにより、受給資格の認定を受けない期間もしくは、同号に該当しないことを予測し、受給資格の認定を受けない期間についても算入するものとする。

(対象生徒の要件の確認)

第6条 設置者は、対象生徒が要件に該当するかどうかを確認するため、次に掲げる書類を提出させ、これを審査しなければならない。ただし、第1号及び第2号はいずれかの提出により審査することができる。

- (1) 保護者等の個人番号情報を記載した書類（以下「個人番号書類」という。）
- (2) 市町村長が発行する保護者等の課税所得額（課税標準額）及び市町村民税の調整控除額の証明書（以下「所得証明書」という。）。ただし、別に定める所得証明書によらない場合は、その事由により必要な書類。
- (3) 家計急変が発生したことを証する書類及び家計急変後の収入状況を証する書類（第3条第1項第4号に該当する場合に限る。）
- (4) その他補助金の交付に関し、知事が必要と認めた書類

(個人番号情報の取扱い)

第7条 申請者から提出された個人番号情報の取扱いについては、高等学校等就学支援金等に関する事務等における特定個人情報の取扱要領に定める。

(申請手続き)

第8条 規則第3条に規定する申請書及び添付書類は次の各号に掲げるものとし、その提出部数は各1部とする。

- (1) 愛知県私立高等学校専攻科授業料軽減補助金交付申請書(様式第1号)
- (2) 授業料軽減補助事業計画書(様式第2号)
- (3) 授業料軽減実施要領
- (4) その他補助金の交付に関し、知事が必要と認めた書類

2 前項の規定による申請書の提出期日は、別に定める。

(申請の取下げ)

第9条 規則第7条に規定する申請の取下げ期日は、交付決定の通知を受けた日から15日以内とし、その旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

(補助事業の実施期間)

第10条 補助金の交付の決定に係る事業（以下「補助事業」という。）の実施期間は、当年度中（4月1日から翌年3月31日まで）とする。

(計画変更の承認)

第11条 補助事業を行う設置者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業の内容を変更しようとする場合は、あらかじめ変更交付申請書（様式第3号）に係る書類（様式第4号）を添えて知事に提出し、その承認を得なければならない。ただし、交付決定を受けた補助金の額に変更をきたさない場合における次の各号に定める変更については、この限りでない。

- (1) 補助目的達成のための弾力的運用に伴う事業内容の変更
- (2) 補助目的を損なわない事業計画の細部の変更

2 知事は、前項の承認をする場合において必要に応じ、交付決定の内容を変更し、又は条件を付すことがある。

(補助事業の中止又は廃止)

第12条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合においては、知事の承認を得なければならない。

(補助事業の実施方法)

第13条 補助事業者は、補助事業計画に基づき、対象生徒に対し補助額に達するまで授業料を軽減しなければならない。

2 補助事業者は、対象生徒に対し授業料を軽減したときは、保護者等からこれを証する書類を徴するものとする。

(事業遅延の報告)

第14条 補助事業者は、補助事業が予定期間内に完了することができないと見込まれる場合はその理由、又は補助事業

遂行が困難となった場合はその理由及び遂行状況を記載した書類1部を知事に提出して、その指示を受けなければならない。

(実績報告)

第15条 規則第13条に規定する実績報告書及び添付書類は、次の各号に掲げるものとし、提出部数は、各2部とする。

- (1) 愛知県私立高等学校専攻科授業料軽減補助金実績報告書(様式第5号)
- (2) 授業料軽減補助事業実績書(様式第6号)
- (3) 補助事業に係る収支計算書(様式第7号)

2 前項に定める実績報告書の提出期限は、補助事業の完了(廃止の承認を受けた場合を含む。以下同じ。)した日から起算して20日を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い期日までとする。

(補助金の交付)

第16条 補助金は、補助事業の完了後交付する。ただし、知事が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を概算払により交付することがある。

(交付決定の取消し)

第17条 知事は、規則第16条に規定するもののほか、補助事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付額の決定の全部若しくは一部を取り消すことがある。

- (1) 補助金の運用又は補助事業の執行方法が不相当と認められるとき。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止したとき。

(秘密の保持)

第18条 補助事業者は、補助事業を実施するに当たり、対象生徒及び保護者等について知り得た事実をみだりに他にもらしてはならない。

(実施細則)

第19条 この要綱の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年7月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和4年7月1日から施行する。

2 改正後の別表第1の規定は、令和4年7月分以降の月分の支給について適用し、同年6月分以前の月分の支給については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

区分	所得基準
区分1	課税所得額（課税標準額）に100分の6を乗じた額から、市町村民税の調整控除額（政令指定都市は当該額の4分の3を乗じた額）を控除した額（以下、「算定基準額」という。）が100円未満の世帯
区分2	算定基準額が51,300円未満の世帯（区分1に該当する者を除く。）

ただし、対象生徒が補助金対象となる月の属する年度（当該月が4月から6月までの月であるときは、その前年度。以下「補助金支給年度」という。）の前年度の12月31日において保護者等の地方税法第292条第1項第9号に規定する扶養親族である場合において、当該対象生徒が補助金支給年度の前年度の1月1日から3月31日までの間に19歳に達した者であるときは、課税標準額から12万円を控除する。

別表第2（第4条関係）

区分	1人当たり補助額（月額）
別表第1の所得基準の区分1	35,600円
別表第1の所得基準の区分2	17,800円

ただし、授業料がそれぞれの区分の補助額を下回る場合は、授業料を限度として補助する。

愛知県私立高等学校専攻科授業料軽減補助金交付要綱実施細則

(趣 旨)

第1条 この細則は、愛知県私立高等学校専攻科授業料軽減補助金交付要綱（以下「要綱」という。）の実施に関する事項を定めるものとする。

(対象生徒の取扱い)

第2条 要綱第3条の対象生徒の取扱いについては、私立高等学校専攻科が独自に行っている授業料の免除（返還を要しない奨学金を含む。）を受けている生徒は対象としない。ただし、授業料の一部を免除されている生徒については、免除された授業料の金額を除き、対象とする。

2 要綱第3条第1項第4号イの対象となる家計急変理由は、「高等学校等修学支援事業費補助金（専攻科の生徒への修学支援）の取扱いについて（以下「取扱通知」という。）」において対象とするものとする。

(保護者の所得を証明する書類が提出することができない場合の取扱い)

第3条 要綱第6条の対象生徒の要件の確認については、保護者である両親に共に所得がある場合には、両親の課税所得額（課税標準額）に100分の6を乗じた額から、市町村民税の調整控除額（政令指定都市は当該額の4分の3を乗じた額）を控除した額（以下、「算定基準額」という。）をもって判断する。対象生徒が補助金対象となる月の属する年度（当該月が4月から6月までの月であるときは、その前年度。以下「補助金支給年度」という。）の前年度の12月31日において保護者の地方税法第292条第1項第9号に規定する扶養親族である場合において、当該対象生徒が補助金支給年度の前年度の1月1日から3月31日までの間に19歳に達した者であるときは、課税標準額から12万円を控除する。ただし、ドメスティックバイオレンス（DV）や児童虐待など、就学に要する経費の負担を求めることが困難であると認められる保護者の場合には、当該事情を明らかにした上で、もう一方の保護者又は本人の所得のみにより判断することができる。

2 保護者が両親でない者の場合には、当該保護者の算定基準額をもって判断する。ただし、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条の2第1項、同条の8第2項又は第47条第2項の規定により親権を行う児童相談所長又は同法第47条第1項の規定により親権を行う児童福祉施設の長、法人である未成年後見人又は、民法第857条の2第2項に規定する財産に関する権限のみを行使すべきこととされた未成年後見人が保護者である場合には、生徒本人の所得により判断し、生徒が主として他の者の収入により生計を維持している場合には、その者の所得により判断する。

3 生徒が里親に養育されている場合や小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）において養育を受ける場合には、生徒本人の所得により判断する。ただし、親権者（生徒の就学に要する経費の負担を求めることが困難であると認められる者を除く）がいる場合又は里親が未成年後見人（扶養義務のある者に限る）に選任されている場合は、当該親権者又は里親の所得により判断する。

4 在学中に成年年齢に達した生徒が、他の者の収入により生計を維持している場合には、成年年齢に達する日以前の日に於いて保護者等であった者（生徒の父母であればその両名）の算定基準額で判断する。

(所得証明書によらない場合及び必要書類)

第4条 要綱第6条第2号ただし書きに定める所得証明書によらない場合及び必要書類とは、次に掲げるものをいう。

生活保護

生活保護を受けていることを証する書類（社会福祉事務所長が発行する証明書又は市町村長が発行する生活保護に基づく非課税証明書）

(対象生徒の要件の確認の取扱い)

第5条 要綱第6条第3号に定める書類は、家計急変理由又は所得の種類ごとに取扱通知に定める書類とする。

(国外に住所を有する場合の提出書類等)

第6条 保護者等が国外に住所を移している場合は、以下の書類を添えて別に定める日までに県へ協議するものとする。

- (1) 勤務先の発行する勤務地及び勤務期間を証する書類
- (2) 保護者等の住民票
- (3) 対象生徒及び同居する親族の住民票

(事業実施上の取扱い)

第7条 事業を実施する上での取扱いは、次のとおりとする。

- (1) 授業料について月額以外の定め方がされている場合は、年間授業料を12で除した額を1か月当たりの授業料とする。
- (2) 要綱第13条第1項に定める授業料の軽減を還付の方法による場合は、原則として口座振替によるものとし、この場合、要綱第13条第2項に定める書類は、口座振替に係る振込明細書等をもって替えることができるものとする。
- (3) 授業料未納者の取扱いについては、次のとおりとする。

ア 納入されるべき授業料を減額する方法により事業を実施している場合

年度末において、設置者が納入されるべき授業料と授業料軽減額との差を未収金として処理しているときは、補助事業の対象として差し支えない。ただし、授業料軽減証書を徴すること。

イ 納入された授業料を還付する方法により事業を実施している場合

授業料未納月は、補助事業の対象とならない。

ウ 年度途中において事業の実施方法を変更した場合

ア又はイに準じて取り扱うこと。

附 則

この実施細則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この実施細則は、令和3年7月1日から施行する。

附 則

1 この実施細則は、令和4年7月1日から施行する。

2 改正後の第3条の規定は、令和4年7月分以降の月分の支給について適用し、同年6月分以前の月分の支給については、なお従前の例による。

附 則

この実施細則は、令和5年4月1日から施行する。